

文部科学省「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」
に基づく研究倫理教育（教職員）実施要項

本部研究推進課

1 目的

文部科学省「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」が平成26年8月26日付けで改正され、第2節1（1）において、「広く研究活動に関わる者を対象に定期的に研究倫理教育を実施すること」が求められたことから、本学の教職員に対する研究倫理教育を実施し、適正な研究活動に関する啓発を図る。

2 受講対象者

①受講義務者

- (1) 専任教員
- (2) 日本大学研究員規程による研究員
- (3) 日本大学ポスト・ドクトラル・フェロー規程によるPD
- (4) 学部の内規等による研究者
- (5) 研究費を受給している大学院生
- (6) その他学部等の長が必要と認める者

②受講推奨者

- (1) 本部関連部署（学務課，独立大学院事務課，研究推進課及び知財課等）の事務職員
- (2) 学部関連部署（教務課，研究事務課，研究室又は学科事務室等）の事務職員及び技術職員

3 教育教材

文部科学省が推奨するCITI Japan プロジェクトの「CITI Japan eラーニングプログラム」を利用する。

なお、「科学の健全な発展のために—誠実な科学者の心得（日本学術振興会）」等の当該プログラム以外による研究倫理教育が完了している場合も、改めて、当該プログラムによる研究倫理教育を受講するものとする。

4 受講方法

- ①学部等の長は、別に定める運用に係る取扱いに基づき、当該プログラムを受講するための必要な体制を整備し、受講義務者に対しては、必ず受講させ、受講推奨者に対しては、受講を促す。
- ②受講義務者は、原則として3年毎に受講しなければならない。ただし、文部科学省等からの通知があった場合等は、この限りでない。
なお、平成27年度は、原則として全ての受講義務者が受講するものとする。
(例：1回目⇒平成27年度に受講，2回目⇒平成30年度に受講)
- ③受講内容（単元）は、「責任ある研究行為：基盤編」とし、別に定める教材一覧に基づき受講する。なお、初回と2回目以降で受講内容を区分するものとする。

- ④「責任ある研究行為：基盤編」の単元に、追加又は大幅な変更等があった場合は、必要に応じて受講内容を変更するものとする。
- ⑤受講義務者は、当該プログラムが発行する修了証を所属する学部等の長に提出するものとする。
- ⑥学部等の長は、提出された修了証により受講状況を把握し、その結果を大学に報告するものとする。なお、報告内容・時期等については、別途通知する。

以 上